

地方税の収納・徴収に関する一考察 個人住民税の特別徴収を中心に

田 中 雅 子（たなか まさこ 流通経済大学法学部准教授）

＜要 旨＞

本稿は個人住民税の特別徴収に着目し、自治体における収納・徴収の動態を明らかにする。

2015年度に始まった特別徴収の一斉指定は、都道府県と市区町村が連携し、特別徴収義務者の指定を全国的に徹底する取り組みである。給与所得者の給与から個人住民税を天引きする特別徴収は、税の徴収率を高める効果が期待される執行手段であるが、自治体による取り組みには差異があり、個人住民税の徴収率にも違いがある。

本稿では自治体による特別徴収一斉指定の推移を確認し、一斉指定が個人住民税の徴収に与える効果を検証する。2017年から2022年にかけて、47都道府県のデータからは、都道府県内における市区町村の特別徴収一斉指定の割合が増加するほど、個人住民税の都道府県税収入歩合が高まる傾向が確認された。

キーワード：個人住民税／特別徴収／一斉指定／収入歩合／執行

フィンランドにおけるS O T E改革に関する覚書

横 山 純 一（よこやま じゅんいち 北海学園大学名誉教授）

＜要 旨＞

フィンランドにおいて2023年1月1日に実施されたS O T E改革は、保健医療サービスと社会福祉サービスを統合したサービスの供給改革であるが、同時に大規模な地方自治制度の再編を伴った組織改革でもあった。アルエ（Alue）という広域自治体の創設、自治体に代わってアルエが保健医療福祉サービス供給の責任主体になったこと（事務事業の上部移管）、自治体の役割と自治体財政規模の縮小、国税所得税の大幅増加と地方所得税の大幅減少、国庫支出金の役割の拡大など、地方行財政面でドラスチックな変化が生じたのである。

フィンランドでは高齢化が進み、小規模自治体を中心に保健医療福祉サービスのこれまで通りの提供が難しくなってきたこと、自治体間あるいは同一自治体内で特に医療サービスの供給において不平等が生じていること、医療従事者の深刻な不足などの問題が起きていた。そこで、大胆な制度改革（S O T E改革）を行って、経費支出の抑制や増税の回避などに努めながら、保健医療福祉サービスの維持・充実を図ろうとしたのである。

本稿では、S O T E改革の目的と経過、近年の3内閣のS O T E改革への姿勢と対応、S O T E改革をめぐる政党間の対立点や論争点、フィンランドの医療の実態、アルエ議会、アルエへの国の関与、アルエ向けの国庫支出金などを明らかにした。そして、そのうえでS O T E改革後のアルエの保健医療福祉サービスの現状やアルエの財政状況について示した。

キーワード：S O T E改革／アルエ／アルエ税／アルエ議会／自治体連合制度

地方制度調査会から地方自治法改正までの政策過程分析 —— 指定地域共同活動団体制度を事例として

今 井 照（いまい あきら 公益財団法人地方自治総合研究所特任研究員）

<要 旨>

2024年の地方自治法改正（2024改正）について、その前段にあった第33次地方制度調査会（33次地制調）から2024改正可決成立までの政策過程を分析する。特に指定地域共同活動団体制度を事例として、33次地制調では議論されていないことや、たとえ話題になったことでも十分な合意を得られていないことなどが「地制調答申に基づく」という擬態によって2024改正に盛り込まれる過程を実証的に明らかにする。このことによって、33次地制調答申から2024改正案までの約70日の間に「ブラックボックス」が存在し、そのことが2024改正の粗さや未成熟さを招いているのではないかという仮説を提示する。

キーワード：地方自治法改正／指定地域共同活動団体／地方制度調査会

自治総研通巻556号 2025年2月号

難事件で勝った後の権利放棄により弁護士報酬大幅減額 —— 理不尽な住民訴訟死刑判決

阿 部 泰 隆（あべ やすたか 弁護士、神戸大学名誉教授）

<要 旨>

補助金支給の違法を理由とする住民訴訟で原告は勝訴したが、被告の権利放棄のため、回収額がゼロ、補助金支給先の共済会は解散した、支給権限を有する公営企業管理者の過失は薄いことを理由に、弁護士報酬は大幅に減額された。上告受理申立ては、簡単に却下された。

しかし、地方自治法242条の2第12項は、「勝訴」原告は「相当」額を鳴門市に請求できると定めている。その判断基準は、平成21年の最判により「当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額」である。そして、原告代理人弁護士の勝訴報酬額は、「勝訴」判決確定時にすでに発生しているので、その後の権利放棄が有効であろうと、回収額がゼロであろうと、それは、被告が共済会と公営企業管理者に請求しないというだけのことである。公営企業管理者の過失は薄いとしても、それは権利放棄が許容されるというだけであって、過失を認めさせて勝訴した原告弁護士の報酬を値切る理由にはならない。本件の基本事件は、最高裁で逆転勝訴し、さらに再度の最高裁までの訴訟で、7、8年もかけた難事件であるので、遅延利息のほか、難事件加算30%も認められるべきであった。これでは住民訴訟を代理する弁護士は絶滅危惧種になり、悪徳地方公共団体は治外法権を享受する。

キーワード：原告勝訴後の権利放棄／弁護士報酬の減額／「死法」からの脱却を

過料と過失 —— 行政上の秩序罰の主観的要件再考 ——

田 中 良 弘（たなか よしひろ 一橋大学大学院法学研究科教授）

＜要 旨＞

行政上の秩序罰たる過料について、かつては、義務履行確保手段としての性質にかんがみて主観的要件を不要とする見解が通説であったが、現在では、制裁としての側面を重視し、責任主義の観点から、主観的要件として行為者の故意又は過失を必要とする見解が有力である。この点に関し、路上喫煙禁止条例に基づく過料について「少なくとも過失」が必要であると判示した下級審裁判例が存在するが、その意味するところは明らかではなく、学説上も、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件の具体的な内容については、必ずしも十分な検討が行われていない。

本稿は、主観的要件である故意・過失について異なる概念を用いる民事法と刑事法の考え方を整理した上で、刑事法学における違法性の認識可能性をめぐる議論も参考にしつつ、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件に関する学説・裁判例について分析を行い、その結果を踏まえ、上記の下級審裁判例の事例を題材に、いかなる場合に違反者に過料を科すことができるのかについて若干の検討を行った。

キーワード：過料／行政上の秩序罰／主観的要件／過失／非難可能性

空家等管理活用支援法人制度の船出 改正法施行後8か月目の定点観測

北 村 喜 宣（きたむら よしのぶ 公益財団法人地方自治総合研究所所長、上智大学教授）

＜要 旨＞

2023年に改正された空家法が目玉のひとつは、実施における行政リソース不足に悩む市町村を補完する役割を持つ空家等管理活用支援法人を制度化したことである。改正法施行後8か月の時点で、28市町において指定実績がある。

支援法人に期待されているのは、空家等に関する所有者等からの相談対応業務である。指定に関しては、先方からアプローチがされた事案の方が多くあった。そのほとんどは、従来から市町村と連携協定を締結して協力関係にあった団体である。空家法には指定期間に関する規定はないため、市町村により1～9年とさまざまである。需要に応じて指定するという運用が可能な制度であるため、追加的指定をする予定はないとするところが大半である。また、国の補助措置については、裏負担を要するからか、利用予定はないとするところが大半である。

キーワード：空家法／空家等管理活用支援法人／指定法人制度

地方自治法上の負担付き寄附とその現代的展開

畑 中 頼 親（はたなか よりちか 大阪市役所）

＜要 旨＞

ふるさと納税やクラウドファンディングといった新しい寄附形態が登場し、近年、地方公共団体においては寄附の重要性が飛躍的に増しつつある。地方自治法は、地方公共団体に対する寄附に関し、負担付き寄附について議会の議決を要するという規律を設けているものの、近時、寄附に関する状況は大きく動いている。これに伴い、負担付き寄附の意義・機能も変容しつつあるにもかかわらず、この点が顧みられることは少ない。このような現状に鑑み、本稿は、まず、①負担付き寄附の境界に関する検討を通じて負担付き寄附のリスクと回避手法を考察する。そのうえで、近年増加しつつある、②負担付き寄附を用いた公の施設への投資についてその許容性を検討し、さらに、③無価値物の寄附について負担付き寄附該当性の判断基準を考察する。本稿は、これらの試みを通じて、負担付き寄附の有効な活用に資することを企図するものである。

キーワード：寄附／負担付き寄附／地方自治法／地方公共団体

自治総研通巻557号 2025年3月号

配付税の配分方法の実態とその効果について

中 村 稔 彦（なかむら としひこ 長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授）

＜要 旨＞

わが国初の用途の限定のない恒久的な地方財政調整制度である配付税は、1931年の構想から10年もの歳月をかけて、ようやく1940年に地方分与税の一部として創設された。日本地方財政調整制度史上、重要な地位を占める配付税であるが、配分方法については、毎年度多くは、当該年度限定の地方分与税法の附則や内務省・大蔵省令の地方分与税法施行規則の附則、規定、特例で運営されており、しかもこれらが毎年度のように改正されていた事実は知られていない。また、新たな規定や改正の配付額への影響や効果は、ほとんど検証されておらず、それに伴う当該機能も十分には解明されていない。本稿では、配分方法について、平年度の法本則、規則本則の内容と経過年度の法附則、規則附則、規定、命令に分けて整理し、その後の法改正と規則を含んだ様々な命令等を概観した上で、実際にこれらが、各団体の配付額や配付税の機能にどう影響したか、性格と歴史上の位置づけはどうなったのか等を明らかにする。

キーワード：配付税／配分方法／財政調整機能／財源付与機能／制限規定

2025年度地方財政計画について

飛 田 博 史（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長）

＜要 旨＞

2025年2月4日に2025年度地方財政計画が閣議決定された。計画規模97兆円、一般財源総額67.5兆円と過去最高額を更新し、一方で財源不足は約1兆円と前年度を0.7兆円下回り、折半ルールは4年連続で解消されるとともに、臨時財政対策債の発行が2001年度以来はじめてゼロとなった。全体としては地方財政の規模拡大と財政健全化を両立した点で評価できる。

歳出では人事委員会勧告を踏まえて2024年度給与改定分に加え、一般行政経費の単独分に2025年度の改定を見越した「給与改善費」0.2兆円が計上されたことやデジタル活用推進事業費が新設されたことが注目点である。また一般行政経費の特別枠としては岸田内閣のデジタル田園都市国家構想事業費に代わり、石破内閣の「新しい地方経済・生活環境創生事業費」1.2兆円が創設された。

新年度の地方財政見通しは物価高にともなう国税、地方税の名目値での増収に支えられた面が大きく、行政コストの上昇に対する財源保障の十分性には課題が残る。今後、一般財源総額実質同水準ルールを含め、物価高に対応した財源保障のあり方を問い直す必要がある。

キーワード：103万円の壁／新しい地方経済・生活環境創生事業費／
デジタル活用推進事業費／臨時財政対策債／給与改善費

自治総研通巻558号 2025年4月号

コロナ禍鎮静後の地域格差の再拡大と人口・産業 成長する東京都と衰退する遠隔地域

町 田 俊 彦（まちだ としひこ 専修大学名誉教授）

＜要 旨＞

リーマンショック後の不況が克服された2010年代に加速化した「東京圏」一極集中は、コロナ禍で東京都の転出入がほぼ均衡、ブレーキがかかった。東京都からの大量の転出では、東京圏3県が主たる受け皿、東京圏に隣接した北関東・甲信が副次的な受け皿となっており、地方創生政策が目標とした「東京圏から地方への転出入均衡」は実現していない。コロナ禍の鎮静化により、国内人口移動の流れが変わり「東京都一極集中」が顕著となっている。コロナ禍鎮静後に就業者数が増加した産業は情報通信業と医療・福祉に限られた。情報通信業は大企業本社が集積している東京都への集中度が高く、その急速な雇用拡大が人口の「東京都一極集中」を支えた。地方圏の遠隔地域は雇用面で医療・福祉への依存度が高いが、後期高齢者数の伸びが3大都市圏や地方圏の中間地域を下回り、医療・福祉従業者数の増加を制約し、人口流出を招いている。

キーワード：人口の転入超過／東京都一極集中／人口のダム機能／情報通信業／
国際収支のデジタル赤字／遠隔地域と医療・福祉従業者数

2024年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長）

＜要 旨＞

2024年7月23日に「令和6年度普通交付税大綱」が閣議報告された。過去最大となった2024年度の地方財政計画をもとに、2023年人事委員会勧告によるプラス給与改定、会計年度任用職員の勤勉手当を支給、物価高騰対策、岸田内閣のこども・子育て支援加速化プランなどが交付税算定に反映され、久々に多くの項目で単位費用の引き上げを通じて基準財政需要額が大幅に伸び交付税配分の増額へとつながった。また、2007年度の新型交付税の創設以来、地方交付税法の本則にもとづく経費項目として「こども子育て費」が新設され、社会福祉費などの経費から子育て関連需要が移されることで、社会保障や教育関連の需要構造が大きく変化したことも2024年度の注目点である。

地方交付税は長年のデフレ基調のもとで抑制的な算定を基本に、地方創生などの国の政策枠を臨時的経費で算定することで底上げを図ってきたが、2024年度はインフレ基調において項目全般の算定の充実に大きく踏み出した年度といえる。今後、インフレ基調における交付税算定のあり方が人口減少社会の課題とともに問われる。

キーワード：こども子育て費／給与改定／会計年度任用職員／物価高騰対策／再算定